

筏津地区周辺公共施設における民間資金等活用事業導入可能性調査に係る 第2回サウンディング型市場調査 募集要項

1 調査の目的

廿日市市では、筏津地区周辺に点在した市有財産について、民間事業者のノウハウを活かした活用策の可能性等について調査しています。

筏津地区周辺において、令和5年4月に機能を廃止した「旧大野福祉保健センター」の跡地活用や令和4年に供用を開始したフジタ スクエア まるくる大野（廿日市市多世代活動交流センター）との連携や協調・協業も視野に、新たな賑わいや価値と関係・交流人口、定住人口の増加、地域の活性化に寄与するような施設整備について、検討を行っています。

令和6年8月には事業化に向け、市場性の有無や対象地の活用、効果的な業務手法について把握することを目的に第1回サウンディング型市場調査を実施したところです。

今回の調査は、第1回サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、市が求めたい機能や条件等を示した上で、民間事業者との対話を通じ、参加しやすい公募内容を整理するために実施するものです。

2 調査の概要

(1) 調査の名称

筏津地区周辺公共施設における民間資金等活用事業導入可能性調査に係る第2回サウンディング型市場調査

(2) 調査の対象

調査の対象は、次に掲げる施設の建築物及び土地

〈対象施設〉

- ① 旧大野福祉保健センター
- ② 水之越住宅（建築物を解体予定）
- ③ 水之越浄水場（建築物、設備の一部を解体予定）
- ④ 大野テニスコート
- ⑤ 大野民具庫（機能を移転し、建築物を解体予定）

なお、対話の対象とする施設は、上記施設の全部又は一部のいずれでも可

(3) 調査の内容・目的

別紙、事業概要書に示すモデルプランを参考に、市が求めたい次に掲げる機能の実現性、想定される事業やその事業手法、事業スキーム等について、市と事業者間で対話を行い、その事業化の可能性について意見交換を行う。

- ① 駐車場（フジタ スクエア まるくる大野（廿日市市多世代活動交流センター）の臨時的駐車場と併用が可能なものを含む。）
- ② 屋内温水プール（学校利用＋一般利用）：25m×6コース以上＋小学校低学年用プール
- ③ 子育て支援住宅（子育て配慮住宅）：7戸以上

- ④ 子ども相談室：200㎡程度
- ⑤ 民間商業施設：軽食、飲食物販売
- ⑥ テニスコート
- ⑦ その他（近隣公共施設等との連携機能等）

3 調査の流れ

(1) 全体スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	令和7年 1月10日（金）
対話参加の申込み期限	令和7年 1月23日（木）
対話の実施（※）	令和7年 1月24日（金） ～令和7年 1月31日（金）
対話の概要の公表	令和7年 2月以降

※上記期間中で日程調整が難しい場合はご相談ください。

(2) 対話参加の申込み

- ① 「別紙1 参加申込書」に必要事項を記入の上、令和7年1月23日（木）17時までに「5 受付窓口」にメールで提出してください。
- ② メールのはじめの件名は、「【市場調査】筏津地区周辺対話申込み（事業者名）」としてください。
- ③ 「別紙2 筏津地区周辺公共施設における民間資金等活用事業に関するアンケート調査票」を、「別紙1 参加申込書」と併せて提出してください。

(3) 対話の実施

対話は、市及び筏津地区周辺公共施設における民間資金等活用事業導入可能性調査業務の受託者（株式会社 YMFG ZONE プラニング）と参加事業者で個別に行います。参加事業者の創意工夫やノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しません。日時等については別途調整の後、連絡します。対話時間は、1時間から2時間程度を想定しています。対話のために必要な資料がある場合は、持参してください。

対話の内容については、「別紙2 アンケート調査票」をご参照ください。

(4) 対話結果の概要の公表

対話の結果については、概要を廿日市市ホームページで公表します。また、公表にあたっては、参加者名や事業者のノウハウに係る事項は公表しません。

4 留意事項

(1) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加できません。

- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- ・ 無差別殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

(2) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(3) 対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(4) 説明資料等

持参された説明資料については、返却しません。

また、廿日市市は、対話結果の概要の公表、事業実施の検討以外の目的で、使用しません。

5 受付窓口

廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課（担当：酒屋）

所在地：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9169

FAX：0829-30-1059

E-mail：komane アットマーク city.hatsukaichi.lg.jp

※アットマークを@に変えて送信してください（スパムメール対策）